

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年1月26日

分任支出負担行為担当官近畿地方整備局  
六甲砂防事務所長 小竹 利明

### 1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 六甲砂防事務所庁舎管理業務  
(電子調達システム対象案件)  
契約予定数量 別冊数量総括表のとおり  
その他詳細は別冊仕様書のとおり。
- (2) 調達案件の概要 六甲砂防事務所において、庁舎の管理等の業務を  
単価契約で行うものである。
- (3) 履行期間 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-15  
六甲砂防事務所
- (5) 入札方法
- ① 基準単価項目(庁舎管理 1月)に対する単価について入札に付する。(但し、消費税及び地方消費税は含まない)
  - ② 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減じた金額を入札書に記載すること。
  - ③ 電報及び郵送による入札は認めない。
  - ④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 電子調達システムの利用  
本案件は、入札及び競争参加資格確認申請書等(以下「申請書等」という。)の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

### 2. 競争参加資格等

- (1) 競争参加資格
- ① 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

③ 兵庫県内に本店・支店又は営業所等を有していること。

④ 警備業法（昭和47年法律117号）第4条に定める認定を受けていること。

⑤ 本件に従事させることとする「業務管理責任者」は、警備業法第22条に定める国家公安委員会が交付する「警備員指導教育責任者資格者証」を有していることを証明した者であること。

⑥ 令和元年度以降において、事業所等が発注した、職員等が常駐する事務室を有する建物内において、来庁者の入退庁管理も含めた受付業務及び庁舎の警備業務を9ヶ月以上継続して行った元請けとしての履行実績があることを証明したものであること。

⑦ 本案件に関し、交代要員の確保の体制を整備していること。

⑧ 申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

⑨ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和5年3月31日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。

⑩ 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

⑪ 入札説明書及び図書等を下記3（3）の交付方法により、下記3（2）の交付期間に、電子調達システムから自ら直接ダウンロード、または分任支出負担行為担当官から直接交付を受けた入札説明書及び図書等により作成した申請書を下記3（5）の受領期限までに提出した者であること。

⑫ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先  
〒658-0052  
兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-15  
国土交通省 近畿地方整備局 六甲砂防事務所 経理課  
電話 078-581-0535 (内線 223)
- (2) 入札説明書及び図書等の交付期間  
別表1のとおり。
- (3) 入札説明書及び図書等の交付する場所及び方法  
電子調達システムにより交付する。(質問回答等を、電子調達システムの調達資料ダウンロード機能を用いて行うため、資料のダウンロードの際に「ダウンロードした案件について訂正・取消が行われた際に更新通知メールの配信を希望する」にチェックを入れること。)。  
ただし、やむを得ない事由により、電子調達システムにより入手が出来ない場合は、分任支出負担行為担当官から直接交付を行うので、上記3(1)に問い合わせること。
- (4) 電子調達システムの URL  
<https://www.geps.go.jp/>
- (5) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の受領期限  
別表1のとおり。
- (6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限  
別表1のとおり。
- (7) 開札の日時及び場所  
日時 別表1のとおり。  
場所 近畿地方整備局 六甲砂防事務所 入札室

### 4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
  - ① 電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(4)に示すURLに提出しなければならない。
  - ② 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに申請書等を上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。  
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
- (4) 入札の無効  
競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子調達システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

① 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(7) 本業務は、令和6年4月1日から履行を開始するものとする。

本業務は、落札決定を保留としたうえで、落札予定者を決定するものであり、落札決定及び契約締結は令和6年4月1日とする。

なお、本業務は、令和6年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、当該業務にかかる令和6年度の予算が成立し、支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) その他 詳細は入札説明書による。

別表 1

|       |                     |   |
|-------|---------------------|---|
| 3.(2) | 入札説明書及び図書等の<br>交付期間 | 令和6年1月26日から<br>令和6年2月13日までの<br>9時00分から16時00分まで<br>(閉庁日及び閉庁時間を除く。※電子調達シ<br>ステムによらない場合) |
| 3.(5) | 申請書等の<br>受領期限       | 令和6年2月13日<br>16時00分   |
| 3.(6) | 入札書の受領期限            | 令和6年3月8日<br>16時00分  |
| 3.(7) | 開札の日時               | 令和6年3月11日<br>午前10時00分   |